

平成31年鞍手町議会第2回定例会会議録（第3号）						
平成31年3月13日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議			議 長		
	平成31年3月13日 午後1時00分			田中二三輝		
	閉 会 開 議			議 長		
	平成31年3月13日 午後4時17分			田中二三輝		
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	野口美恵子	出欠	11	久保田正之	出欠
	2	須藤信一郎	出欠	12	須山由紀生	出欠
	3	川野高實	出欠	13	須藤敏夫	出欠
	4	宇田川 亮	出欠			
	5	竹内利一	出欠			
	6	熊井照明	出欠			
	7	田中二三輝	出欠			
	8	西藤典子	出欠			
	9	鯨坂省治	出欠			
10	栗田幸則	出欠				
出席	13人					
欠席	0人					
欠員	0人					
会議録署名 議員	11	久保田 正之		12	須山 由紀生	

職 務 席	議会事務 局長	渡辺智文	出欠	議会事務 局次長	長浦良	出欠
	町長	岡崎邦博	出欠	会計課長	櫻井順子	出欠
	教育長	栗田ゆかり	出欠	建設課長	松永憲昌	出欠
	総務課長	三戸公則	出欠	政策推進 課長	藤原光徳	出欠
	福祉人権 課長	石井通稔	出欠	地域振興 課長	立石一夫	出欠
	税務住民 課長	梶栗恭輔	出欠	上下水道 課長	原 敏勝	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	筒井英和	出欠	教育課長	古後憲浩	出欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	保険健康 課長	芝野英和	出欠			
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

平成31年第2回鞍手町議会定例会議事日程

3月13日 午後1時開議

第3号

- 日程第1 議案第3号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第4号 鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第5号 鞍手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第6号 鞍手駅関連施設の業務変更に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第5 議案第7号 鞍手町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第8号 平成30年度鞍手町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第7 議案第9号 平成30年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第8 議案第10号 平成30年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第11号 平成30年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第12号 平成30年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第13号 平成30年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第14号 平成30年度鞍手町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第15号 平成31年度鞍手町一般会計予算
- 日程第14 議案第16号 平成31年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第15 議案第17号 平成31年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第16 議案第18号 平成31年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第17 議案第19号 平成31年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算
- 日程第18 議案第20号 平成31年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第19 議案第21号 平成31年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第20 議案第22号 平成31年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算
- 日程第21 議案第23号 平成31年度鞍手町水道事業会計予算
- 日程第22 議案第24号 鞍手駅関連施設の指定管理者の指定

平成31年3月13日（第3日）

開議 13時00分

○議長 田中 二三輝君

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第3号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

野口美恵子君。

○1番 野口 美恵子君

鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例ということで、鞍手町地域福祉計画策定委員会ということですが、その内容はどのような内容になるのか具体的に教えて下さい。

○議長 田中 二三輝君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

福祉計画そのものは、今回上程するのが第2次福祉計画を行うものでございます。これにつきましては、福祉計画は社会福祉法107条の規定により市町村に地域福祉計画の策定が求められているものでございます。

この福祉計画というものは行政計画と言われているものでございます。以上でございます。

○議長 田中 二三輝君

野口美恵子君。

○1番 野口 美恵子君

それではそのメンバーですが、どのようなメンバー構成になっているのかということと人数をお聞かせ下さい。

○議長 田中 二三輝君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

メンバーにつきましては、社会福祉に関わる者、高齢者福祉に関わる者、児童福祉に関わる者、障がい福祉に関わる者と、また町の職員等がメンバーとして想定し、委員は15人以内で組織することを想定しております。以上でございます。

○議長 田中 二三輝君

野口美恵子君。

○1番 野口 美恵子君

15人以内ですということが分かったのですが、その策定委員会の策定期間というのはどの程度想定されているのでしょうか。

○議長 田中 二三輝君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

現行は平成28年から32年までの5年間となっておりますので、その後の33年からの5年間のものがございます。

○議長 田中 二三輝君

他に質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

いま委員の構成等をお伺いしましたけれども、具体的にはどういうふうにされるのか。

私は思うのですが、こういった附属機関のメンバーの中に行政の職員が入るのはちょっとおかしいのではないかというふうに思うわけです。そうしないと、第三者的なものにはならないと。その首長なりの技巧が入って来るのは間違いないと思いますし、職員は事務局として関わるべきであって、委員のメンバー、採決等に加わるようなメンバーに入るべきではないというふうに思うわけです。その点についてお伺いします。

○議長 田中 二三輝君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

先程申し上げました設置要綱は案でございます、おっしゃるとおり職員が直接その中に入って担当の者が意見を左右しないような形の職員であればよろしいのですが、おっしゃるようなことを想定されるのであれば検討して行きたいと思います。以上でございます。

○議長 田中 二三輝君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

意見を左右しない職員というのがあり得るのでしょうか。私はちょっと考えられませんが、職員というのは町長の意向に従って行動するというのが公務員でもあると思いますが、その点についてもう一度お願いします。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

今後の附属機関の在り方については以前からもそういうご指摘がありました。そういった意味から行政職員についてこういった附属機関の中での委員として適当なのかどうかということについては今後議論も必要でありますし内部で協議も進めることとなりますが、議員がご指摘の件について、ごもっともなこともありますので、今後についてはそういう方向で検討して行きたいというふうに思います。

○議長 田中 二三輝君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

今後についてはということですが、今回の策定委員会についてはどうされるのかと、計画ですからそこまでいろいろ採決がどうのこうのというのはあまりないと思うのですが、例えば以前ありました保育所の民営化等々の中に職員が居られて、どこの業者に決めるのかとか、いろいろなところで、そこで職員が一人でも採決に関わるというようなことは決してないように考えていただきたいということで、今回はどうするのかも含めてお答え下さい。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

保育所の民営化の時にも私は委員として入っていました。同じような考えを持つ時もありましたので、今回のこの地域福祉計画につきましては、職員の委員ということはないようにしたいというふうに考えています。

○議長 田中 二三輝君

他に質疑はありませんか。

熊井照明君。

○6番 熊井 照明君

重複する部分があるかも分かりませんが、先程課長が言われました平成28年3月に市町村地域福祉計画と地域福祉活動計画、これを一体とした鞍手町地域福祉総合計画というのが策定されております。これは平成32年度までとなっておりますが、今回、附属機関を設置して見直そうとされておりますが、この計画の中では平成32年度に見直しと書いてあったのですが、1年早めて附属機関設置して検討されるということでもいいでしょうか。

○議長 田中 二三輝君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

1年早めるというのは、今回地域福祉計画そのものは町では高齢者と障がい者と子どもの子育てに関する計画が策定をされています。今後この地域福祉計画に盛り込むことで、今の3つの計画の上位計画として位置づけて行くことが求められております。尚且つ高齢者の保険福祉計画が平成32年度までです。障がい者福祉計画、障がい者計画が同様に32年度末となっております。この3つの計画と共にこの福祉計画が策定されると4つの計画を策定しなければならないこととなっております。

先程申しましたこの3つの計画の上位計画と総合計画の下に来る地域福祉計画につきましては早期に着手してこの3つの計画の整合性をとりたいと考えておりますので、今回条例の一部改正を求めているところでございます。以上でございます。

○議長 田中 二三輝君

熊井照明君。

○6番 熊井 照明君

この28年度に作成された計画は、この中には住民代表、関係機関、鞍手町学識経験者等で構成されている社会福祉協議会が事務局となって、主となって作成されておりますが、今回附属機関として設置される理由、社会福祉協議会が作成するのではなくて附属機関として設置される理由を教えてくださいと思います。

○議長 田中 二三輝君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

先程申しましたとおり、28年度に地域福祉計画と地域活動計画が連携して一体となったもので地域福祉総合計画として現在は策定して5年間となっております。

ただ32年度で期限を迎えるに当たって社会福祉協議会と協議を行い、本来の形といたしまして地域福祉計画は行政計画でございまして、尚且つ地域福祉活動計画は民間計画であるということで別々に策定するという結論に至りました。この結論に至るまでには先程申しました3つの高齢者、障がい者、子どもの子育てに係る計画の上位計画にあたるということで、社会福祉協議会と合意して別々に策定の方向でということで今回条例を一部改正するものでございます。以上でございます。

○議長 田中 二三輝君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第3号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第3号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第2 議案第4号 鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第4号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第4号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第3 議案第5号 鞍手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基

準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

今回の改正によって何がどう変わるのか、現状も含めて教えていただきたいと思います。

○議長 田中 二三輝君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

今回の改正内容につきましては、後ろの新旧対照表をご覧ください。

10条の第3項の第5項において、かっこ書きの部分でございますが、当該学科又は当該課程を収めて同法の規定による専門職大学の全期課程を終了した者を含むのかっこ書きが付加されておるものでございます。

これにつきましては、学校教育法の一部の改正に伴いまして専門性が求められる職業を担うための実践的且つ応用的な能力を育成することを展開することを目的として新たな高等教育機関として専門職大学及び専門職短期大学の制度が設けられまして、平成31年4月から開学されることとなっております。これに伴いまして、放課後児童健全育成設備及び運営に関する奨励がかっこ書きのとおり改正をされました。それに基づいて本条例においても同様に改正するものでございます。

これにつきましては、まだ卒業生が出ておりませんので卒業生が出てからの影響があると考えているものでございます。以上でございます。

○議長 田中 二三輝君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

そういう方が増えると言いますか、範囲が広がるということでしょうか。

今から春休み、夏休み等も迎えて学童保育の子ども達もその期間は特に増えて来る時期でもあると思うのですが、そういったものを含めて広く専門性のある方を臨時等なりで雇用するということもあり得るのかどうか、その部分について教えて下さい。

○議長 田中 二三輝君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

おっしゃるとおり卒業なさって資格があれば雇用することは可能だと思います。そういった方々がこういった学童の方に目を向けられることが学童にとっても良いことだと考えております。以上でございます。

○議長 田中 二三輝君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第5号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第5号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第4 議案第6号 鞍手駅関連施設の業務変更に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

今回業務が改正されたということで、鞍手駅の無人駅化に伴う業務の内容の改正だというふうに思いますが、詳しく教えていただきたいと思えます。

○議長 田中 二三輝君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

お答えいたします。

本議案は鞍手駅関連施設の指定管理者の指定及び契約の更新に伴いまして鞍手駅関連施設設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する必要が生じたことと、その改正に伴いまして鞍手町行政財産使用料条例の一部を改正する必要が生じたことからのご提案でございます。

今回、今月末を持ちまして平成26年度から5年間の指定管理期間が満了いたしますけれども、平成31年度以降の指定管理について引き続きJR九州と指定管理契約を行うように事務を進めてまいりましたが、JR九州側から鞍手駅関連施設設備及び管理運営に関する現在の条例の第2条の2の第1号に規定しております乗車券販売に関する業務 第2号に規定している不足運賃回収に関する業務及び第3号に規定しております自動改札機、自動券売機等の維持管理に関します業務につきましては、旅客鉄道法に則って国の方から許可を得ているJR九州側の行うべき本来の業務であるということでJR九州側の方からその申し出がありまして、このことについてJR九州側と協議した結果、この条項は本来鞍手町の業務ではない、JR九州側の業務であるということで、この規定をこの条例から外させていただくということになっています。

そして、これに伴いまして行政財産である鞍手駅におきまして民間企業でありますJR九州が乗車券販売に関する事務、業務等を行うこととなりますが、その仕様については公共交通機関としての公益性があるということから、その公益性を認めまして減免対象とするため本町の行政財産使用料の第5条に特例規定として第4号を新たに追加してこの業務を行うというような改正になっております。以上です。

○議長 田中 二三輝君

他に質疑はありませんか。

西藤典子君。

○8番 西藤 典子君

その中に第5条のところの1号中、国又は地方公共団体その他公共団体を国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体に改めるとありますが、公共的団体というのは具体的にはどういうものを考えているのでしょうか。

○議長 田中 二三輝君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

まず、この文言の整理につきましては、国が示しています条例の準則に従いましてこの内容を変更しているところがございます。この公共的団体につきましては。

○議長 田中 二三輝君

確認のためしばらく休憩します。

休憩 13時21分

再開 13時22分

○議長 田中 二三輝君

会議を再開します。

先程の答弁を求めます。

○総務課長 三戸 公則君

この公共的団体につきましては、想定されるのが社会福祉協議会のような団体でございます。以上です。

○議長 田中 二三輝君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第6号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第6号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第5 議案第7号 鞍手町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

これは先程の学童の方と同じようなことなんでしょうか。学校教育法の改正に伴ってのことで、この資格基準に関する文句が少し広がったということでしょうか。確認の意味で質問します。

○議長 田中 二三輝君

上下水道課長。

○上下水道課長 原 敏勝君

お答えいたします。

学校教育法の一部改正を受けまして、水道法施行令第4条第1項に定める水道の布設工事管理者及び同令第6条第1項に定める水道技術管理者の資格要件につきまして、専門職大学の全期課程終了者を追加する改正がなされました。

地方公共団体である水道事業者は水道法施行令で定める資格を参酌して条例で布設工事管理者及び水道技術管理者を定めることとされておりますので、当該条例について政令の改正と同様に専門職大学の全期課程終了者に関する文言を追加して規定整備を行っております。

平成31年度より実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関として専門職大学、専門職短期大学、専門職学課等というものが創設されております。

文部科学省では、専門職大学2校、専門職短期大学1校につきまして平成31年4月から開校の認可を出されております。

水道技術管理者等につきましては規制が緩和されたもので、より選任しやすくなったということで解釈しております。

○議長 田中 二三輝君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第7号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第7号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第6 議案第8号 平成30年度鞍手町一般会計補正予算(第7号)を議題とします。

まず歳出より質疑をお受けします。

補正予算に関する説明書の24頁をお開き下さい。

2款 総務費について、24頁から31頁まで質疑ありませんか。

西藤典子君。

○8番 西藤 典子君

29頁の総務費の戸籍住民基本台帳費の中に、19のところですが、負担金補助及び交付

金、直鞍地区自衛官募集連絡協議会負担金とありますが、これは補正ですから既に執行されたということですか。お尋ねいたします。

○議長 田中 二三輝君

税務住民課長。

○税務住民課長 梶栗 恭輔君

お答えいたします。

負担金につきましては、当初予算3,000円で組んでおりましたが、この直鞍地区の連絡協議会からの負担金の請求が1,000円で済みましたので2,000円減額するものでございます。以上です。

○議長 田中 二三輝君

西藤典子君。

○8番 西藤 典子君

自衛官の募集のことにつきましては先般国会でも論議になっています。募集の負担金だけでなく具体的に取組まれたということですかね。

○議長 田中 二三輝君

税務住民課長。

○税務住民課長 梶栗 恭輔君

自衛官募集につきましては、例年ここを管轄しています飯塚駐屯地の方から役場税務住民課の方にポスター掲示等の依頼、それから自衛官募集のくらす広報への掲載等の依頼が来ていますので随時募集の周知はかけさせていただいております。以上でございます。

○議長 田中 二三輝君

西藤典子君。

○8番 西藤 典子君

具体的に対象者名簿を自衛隊に渡したとかいうことはないわけですね。

○議長 田中 二三輝君

税務住民課長。

○税務住民課長 梶栗 恭輔君

そういう対象者の名簿を渡すということはありません。以上でございます。

○議長 田中 二三輝君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

3款 民生費及び4款 衛生費について、30頁から39頁まで質疑はありませんか。

次に進みます。

6款 農林水産業費から8款 土木費について、38頁から43頁まで質疑はありませんか。

次に進みます。

9 款 消防費から 1 1 款 災害復旧費について、4 2 頁から 5 1 頁まで質疑はありませんか。

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。

1 2 頁をお開き下さい。

歳入は一括して質疑をお受けします。

1 2 頁から 2 3 頁まで質疑はありませんか。

これで歳入を終わります。

それでは歳入歳出全般について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 8 号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第 8 号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 7 議案第 9 号 平成 3 0 年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 4 号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 9 号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第 9 号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 8 議案第 1 0 号 平成 3 0 年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 1 0 号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第 1 0 号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 9 議案第 1 1 号 平成 3 0 年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 1 1 号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第 1 1 号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 1 0 議案第 1 2 号 平成 3 0 年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 1 2 号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第 1 2 号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 1 1 議案第 1 3 号 平成 3 0 年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 1 3 号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第 1 3 号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 1 2 議案第 1 4 号 平成 3 0 年度鞍手町水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 1 4 号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第14号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第13 議案第15号 平成31年度鞍手町一般会計予算を議題とします。

まず歳出より質疑をお受けします。

予算に関する説明書の60頁をお開き下さい。

1款 議会費及び2款 総務費について、60頁から121頁まで質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

75頁 政策推進課財政係のところ、分かりやすい予算説明書発行費というふうにあります。いつ頃全戸に配布するのかとか、どういう中身でやられるのか、ぜひこういうものを作るのでしたら分かりやすい予算書案を作って欲しいと思いますが、それも含めて教えてください。

○議長 田中 二三輝君

政策推進課長。

○政策推進課長 藤原 光徳君

分かりやすい予算書案というのはまだ作っていないのですが、今こちらの方で考えています。この予算書を見てもらったら分かると思いますが、右側の説明欄のところに丸で囲んでいる、ここで言えば分かりやすい予算説明書発行費というのが事業名なんです。この事業が約270事業、一般会計であります。その中を事業別に分かりやすく金額と写真入れたりしながら住民の方に分かりやすく、それは町長が選挙の時に公約で挙げられていましたので、それを実行するというものなのですが、今のところ印刷製本費で上げています。予算というのは約128頁程度、そんなに実際にはないと思いますがマックスで今のところ考えています。それでこの金額を上げております。そして発行部数は約広報と同じ5,800部程度を考えております。

いつ頃ということですが、大体目処としましては6月中に各世帯に配付できるように考えております。以上です。

○議長 田中 二三輝君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

町民の皆さんが、町の予算がどういうふうに使われているのかというものがもっと分かるようなものにしたいという町長の思いでのものだと思いますので、私はこれについては賛成したいと思いますが、後、見ても分からないとか、質問したい人も居られると思います。議員もそれを説明したりとかというのをしないといけないと思いますが、大規模な説明会とか、何か疑問に答える場とかというところ、そういうことは考えていないでしょうか。

○議長 田中 二三輝君
町長。

○町長 岡崎 邦博君

予算についての具体的な説明をする場とかは今のところは考えておりませんが、近いうちに今のご意見も尊重しながら、また内部で協議をしながら、ある意味住民の方達に行政がどのような形で、どのような予算を、どのように使っているかというようなことを説明する場も必要になることもあると思います。そういったことも含めて、やはり行政と住民と議会の方々が一体となってまちづくりを進めて行くというようなことから、この分かりやすい予算の説明書というものを作っています。

これは、まず住民の方達に行政の予算の使い道を知っていただくという第一歩にしたいというふうに考えています。

○議長 田中 二三輝君
他に質疑はありませんか。
鯉坂省治君。

○9番 鯉坂 省治君

99頁の2款 1項の老朽化危険家屋等解体補助金ですが、これは250万円ほど上がっています。補助の割合とかはどういうふうな棟数を考えているのか具体的にお願いします。

○議長 田中 二三輝君
総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

この老朽化危険家屋等解体補助金につきましては、空き家等対策推進法に関する特別措置法の第2条 第1項に規定する空き家等で、当該空き家が倒壊しまたは建築材等が落下し、若しくは飛散する、そのことによって人の生命、身体、又は財産に被害が及ぼすような家屋について、この解体する場合にその解体費の事業費の2分の1を上限50万円まで補助するという内容になっております。以上です。

○議長 田中 二三輝君
鯉坂省治君。

○9番 鯉坂 省治君

2分1の50万円ということですが、これは棟数とかというような具体的なものは。

○議長 田中 二三輝君
総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

当初では5件分を計上ということで250万円計上させていただいております。以上です。

○議長 田中 二三輝君
鯉坂省治君。

○9番 鯉坂 省治君

5件というのはちょっと少ないと思うのですが、その辺はどうなのでしょう。

○議長 田中 二三輝君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

まだ今回の制度導入は新年度からという形になっております。これの状況で今後対応は考えていきたいというふうに考えています。以上です。

○議長 田中 二三輝君

他に質疑はありませんか。

西藤典子君。

○8番 西藤 典子君

79頁、新電力ESP業務委託料というのがあります。これにつきまして具体的に説明をお願いします。

○議長 田中 二三輝君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

この新電力ESP業務委託につきましては、まずESPはエネルギーサービスプロバイダの略でございます。最適な電力の調達や効率的な省エネの手法などの業務を委託することで、今回業務委託をすることで、毎年度小売り電気事業者に関する調査や、最も効率的な電気事業者の選定、あるいは従来の電気事業者との効率の比較などを行っていくという委託料になっています。以上です。

○議長 田中 二三輝君

他に質疑はありませんか。

熊井照明君。

○6番 熊井 照明君

89頁、一般質問でも出ていましたが、みんなのまちづくり委員会費の報償費、アドバイザー報償費について説明をお願いします。

○議長 田中 二三輝君

政策推進課長。

○政策推進課長 藤原 光徳君

現段階では誰というのは決まっておきませんが、委員会のテーマ等に伴い大学教授等の学識経験者や専門家に選任してアドバイスをいただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 田中 二三輝君

熊井照明君。

○6番 熊井 照明君

ということは専門家でもいろいろなケースがあると思うのですが、専門家の人は何人くら

い予定しているのですか。

昨日、一般質問の中で町長がいろいろなケースによって提案するというような話をしていましたから、アドバイザーの方もそういう専門の方、専門の方が呼ばれると思うのですが、何人予定しているのか。この11万円の中に。

○議長 田中 二三輝君

政策推進課長。

○政策推進課長 藤原 光徳君

1回の会議では一人を予定しております。そして5回分の会議を考えております。以上です。

○議長 田中 二三輝君

他に質疑はありませんか。

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

まず、先程の75頁、分かりやすい予算書説明の発行です。先程も質問されましたが128頁の本を全戸配付してどれぐらいの方が中身を見られると思いますか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程も答弁がありましたように、128頁になるかどうかというのはまだはっきりしていません。ただ、これを発行しようという主旨は先程も言いましたように、住民の方々に町の予算がどのように使われているかを知っていただく一つのきっかけにしたいと思ひますし、それにはやはり分かりやすくはないといけないというのが前提として、イラスト、又は写真等によって、どこの所にどういふ予算が掛かって、どういふふうに使われているのか、またどういふような事業に使われているのかということをもまず知っていただくということで、こちらから提供しようというものです。

配られたものにつきまして、私としては全員が見ていただきたいというふうには思ひますが、配られた方にこちらから強制的に見て下さいということもできませんので、後は受け取った方がどのようにされるかというのは、受け取られた方のご意思だというふうには思ひます。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

受け取った方のご意思でしょうけれども180万円という予算ですね。予算が足りない、少ないからできない、いくらでもそういうことがあります。

議会だよりも当初予算のことが分かりやすく出しています。本当に詳しく知りたい人が居られるのでしたら、というよりも30頁が限度ではないかな、皆さんが見るとしたら。それ

でも見ない人は見ないのかもしれませんが、128頁は予定でしょうけれども180万円使ってどれぐらいの効果があるかという費用対効果も考えた上でやっていただかないと。することは良いのです。悪いとは言いません。ですがお金がない、予算がないと言われているのですからそこに180万円注ぎ込むのでしたら他のことをしたらという人も居るかも知れませんので、もうちょっと検討していただきたいと私は思います。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

これは鞍手町にとっては初めての事業になります。そういったことから、見る方、見ない方を選んで配るというふうなことにはできません。まず、町の全戸に配布をさせていただいて、その後、2回、3回、4回とこれを配布することで町民の皆様からこれはもううちはいらぬというような声が上がったり、無駄じゃないかというような声が上がればその都度発行部数については検討していきたいというふうに思っていますが、まずは町民の皆さんに鞍手町の行政がどのように予算を編成し、どのように使われているかということを知っていただくことで住民の方に関心を持っていただく、そして町政自体にも関心を持っていただく大きな一つのきっかけにしたいというふうに考えています。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

言われていることは分からないことはないのです。いませつかく言われたのですから、その冊子を作った時に中にアンケートか何かを入れて、今後いるかいらぬかというものも一緒にして配られたらいいと思います。その辺はどうでしょうか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

まだこれは、先程も言いましたように初めての取り組みでもありますので、先程も答弁しましたとおり、まずは2回、3回をして見た後に住民の方達がうちはいらぬよというようなこともあるかも知れません。その時はやはりアンケートを採ってみるということも一つの手段かなというふうには考えています。

しかしながら、まずはこの初めての試みとしてするときいきなりアンケートを入れて、いるかいらぬかを問うことは、私は控えたいというふうに思います。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

89頁、先程も出ましたが、みんなのまちづくり委員会、自分も一般質問をさせていただいたのですが、庁舎の件、庁舎の場所、小学校統合とかそういうものも揉んでもらうという

ふうに言われていましたね、この委員会は。

例えば、小学校の統廃合、これは統廃合したらいいですか、どうですかというだけでなく、当然場所をここにというのも出て来ると思います。

町長はそれをどういう出し方をされるかを考えられていると思いますが、みんなのまちづくり委員会に小学校統合はどうですかと投げかけて、場所はこういうところを考えていますというところまで突っ込んでされるのかどうかというのが1点。

庁舎もまちづくり委員会で場所等を揉んでもらうという話なのか、まっさらな状態でどこがいいですかと聞くのか、何箇所か候補を挙げてどうですかと聞くのか、その辺で全然話し合いの的とかが変わって来ると思うのですが、そういうところはどうか考えられていますか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

まず小学校の統廃合のことですが、中学校の統合の際の検討委員会の中で学識経験者ということで福教大学の先生も来ていただきながら統合を進めて行きました。その中で第2回の際に全て場所はここですよというような形での議論の進め方だったように記憶しております。

そういったことで、場所がそこで決まっているのなら私がここに入っていると議論する必要もないんじゃないかというようなことで学識経験者の先生が言われたような議事録があるというふうに私は記憶をしております。

そういった意味から、今度小学校の統廃合についてはまず小学校の子どもさん達、児童達がどういう学校に行きたいのか、理想的な小学校はどういうものなのか、そういったものを前提として、仮称ですがまちづくり委員会の中で議論をしていただくと、そして子ども達が行きたい理想的な小学校をまずこういうものではないかというものを作った上で、じゃあその小学校がどこにあったらいいのか、何校あったらいいのか、そういうような適正な配置も含めて議論をしていただきたいというふうに考えています。

ですから、まずは場所ありきというようなことよりも、どういう小学校に子どもさん達を通わせたいか、そういったものから議論は始めていただきたいというふうに考えています。

庁舎については、当然一般質問の中でも答弁をしたように、今ある基本計画については、私は尊重しております。ですからその基本計画自体はそこが一つのベースになるというふうに考えています。その基本計画のベースに乗った上で住民の方達に意見を聴取したいということです。それを私は参考にさせていただくということです。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

基本計画を尊重しており、それがベースになるということは、まちづくり委員会の中でも今の候補地でどうですかという話になるのではないかなというふうな雰囲気でもりましたが、今はあそこが今の予定地ということで考えていていいのかなと思ひ受け取りました。

町長、もし小学校でも庁舎でも場所を変えようという話があるのであったら言うておきますが、鞍手北中学校は下に坑道が入っているのです。陥没したりしている。そういうところには小学校は持って行かない方がいいと私は思います。危険ですから、大事な子どもが陥没した穴に落ちたとかにならないように、あのような場所には持って行かない方がいいのではないかなと。

病院は下が燃えていますから、あんなところに庁舎を持って行くというのはない。当然そんなことはされないとと思うのですが、まちづくり委員会の中でそういう候補が上がった場合、そこは無理ですよと言えるような、前置きのことができるように職員の方に調査させたらどうですか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

いま特定の場所の中でのご質問です。特定の場所については、今私自身は考えていることはありませんが、先程も言いましたように基本計画をベースにして、まずベースがないと町民の皆さんはどこからどのように発言をしていいかということもあるでしょう。ですから、それがベースになってまちづくり委員会については、町民の皆さんの意見を聞きたいというふうに思っています。

先程来から何度も言っていますように、私自身は住民主体のまちづくりをしたいということから先程ありましたような分かりやすい説明書を作ったり、行政と住民の距離を縮めようということ考えています。ですから、まちづくり委員会の中でベースとなったものが町民の人達に受け入れられていて、町民の人達の意見の大部分がその基本計画どおりでいいではないかと。又は場所、基本計画の変更、見直しがあるとしても場所はあそこでいいではないかということが多くの意見であれば、私はもちろんそれを参考にさせていただきながら考えることにはなりますが、多くの意見を無視してまで私は場所を変えるということができる筈がないのです。実際問題。尊重しているということから言えばですよ。そういうことも踏まえて私はずっと尊重しているというふうなことを言っているのですが、どうもなかなかその辺がご理解をいただけていないというふうに思います。

ですからまちづくり委員会の中での皆さんの生の声を聞きたいと。それは検討委員会の中で、一般質問の中でもお答えしましたが、まず1回目に推進本部案ということで役場とくらべて病院の一体となった野球場での案が示されました。

2回目で一時答申として、それが概ね妥当だということになりました。それを受けてアンケートを採っているのですが、実は野球場のところには庁舎は建たないということで見直し案が出て来ています。その見直し案が出る前にアンケートはとられているわけです。

結局のところ住民の皆さんの意見を聞く場というのは一つもないまま基本計画ができています。私としては一度住民の皆さんの生の声を聞きたいということでまちづくり委員会という、これも住民と行政と生の声を聞く機会として設置をし、これからのまちづくりに生かし

て行きたいということからこの予算を計上しています。

名前についてはいろいろと議論もありますので、当然これを変更するというのも考えております。そういったことから、まずは住民の皆さんに本当にどういうふうに思っているのかというのを聞く、これが役場の庁舎という住民の皆様のための庁舎ですから、住民の皆様のための庁舎に住民の皆様から一度も意見を聞かずに進もうとしています。ですから一度住民の皆さんに意見を聞かせてほしいというのが私の考えです。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

とくとくと語っていただきありがとうございました。

一般質問の中でもあったのですが、懇談会とか説明会のようなものという話がありました。まちづくり委員会をわざわざ作らなくたって説明会を開けばいいということではないかなど。その都度庁舎の件、小学校の件とか言って説明会というか懇談会、そういうものでいいのではないですか。わざわざこういうふうな予算までのせてそういうまちづくり委員会をしなくても私は思います。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

説明会と公聴会のようなものということでまちづくり委員会は考えておりますが、説明会というのははっきりこういったものだという事で行政側からある意味一方的な情報なんですね。公聴会というのはそういうベースがあった中で、皆さんの意見を聞きたいというスタンスです。

ですから、質問とか何とかに答えるというよりも、皆さんがどういう考えをしているかというのを聞く場なんです。ですから、そういう場の中でやはり場所はある所でいいじゃないかというようなことになれば、当然私の単独の意見で、皆さんがそういうふうに考えているのを覆すというようなことは到底常識的には不可能じゃないですか。

それが私が言っているのと真反対のこと、ある意味前町長からすればそういうこともあってかなり強引な手法がありましたけれども、私はそういう手法を取りたくないがために今あったような説明書を作ったりだとか、まちづくり委員会を作ったりだとか、そういうことで何とか住民の人達に行政のことを知ってもらい、ある意味住民の方達に参加してもらいたいのです。

いま、ともすれば住民の方達にそういった町政に対する感心が薄くなっています。そういったのは鞍手町にとっては大きなマイナスなんです。今議会の選挙もありますし、いろいろなことでそういう話題になっています。しかし鞍手町もご多分に漏れず町政に対する住民の感心が非常に薄くなっています。そういったのを何とか変えて行きたいと。そして住民と一緒に行政を進めないこれから先、行政と議会だけでもまちづくりはできないですよ。住

民の参加がなければこれからの鞍手町の未来はなかなか厳しいものになるのではないかと
うふうに考えています。

そういった意味から、まちづくり委員会で住民の方達の生の声を聞きたい、そういう思
いで予算計上はしています。

○議長 田中 二三輝君

久保田正之君。

○11番 久保田 正之君

89頁のみんなのまちづくり委員会についてお尋ねいたします。

町長は11日の予算質疑の中で本件について町民の意見を聞くと再三こればかりです。
公聴会みたいな。

今、議員の質問の中で、この中のアドバイザーの中で専門的な方の意見も聞くと。大学教
授とか専門家とか、町民の声が、その人達が入ったら声が聴けますか。プロ集団が町民の声
が尊重される意見は出ないですよ。これはこうしますと何事においても町長の諮問機関では
ないですか。違いますか。

そういうことを純粋に町民の声を聴くというなら、そういう専門家ではなく本当に町民の
方々だけの声を聴いて町長はどうまとめるかです。

専門家に聴いたら町民が発言するような意見にならないですよ。いろいろな条件の中で専
門的に協議される。それを尊重したら町長の諮問機関ではないですか。はっきり諮問すれば
いいではないですか。

お金を出して大学教授とか専門の人を呼んだらいい意見を専門的に発言しますよ。町民の
意見も踏まえての意見を発言されたら町民の意見は尊重されないですよ。公聴会が生かさ
れないですよ、違うところに行ってしまう。専門的に。そうしたならばこのまちづくり、名
称はこういことですが純粋に諮問機関ですよ。

そして諮問機関も町長が描いたものを作り上げて出て来る、それは悪いことではないと思
いますが、あまりにも専門的に、折角のまちづくりで町民の声を再三町長は声を聴くと言
われていますが、それが生かされないような委員会じゃないかなと心配するわけです。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この報償費についても今ちょっと誤解をされているところがあると思います。というのは、
先程も答弁にありましたように、1回のまちづくり委員会の中でお一人の専門の方をお呼び
するようになっていきます。そのテーマについてというか、むしろまちづくり委員会の進め方、
ようするに司会みたいなことをお願いして、ファシリテーターというか、なかなかやはり議
論の進行の仕方等が上手く行かないというようなことも考えられますので、上手に進行して
いただくというような方を考えています。

質問があつたりとかいうようなことがあればお答えすることがあるとは思いますが、いず

れにしてもその会議をどのように意見を上手に住民の方達の意見を引き出せるか、そういうふうなところを重点にその方をお願いをしようと思っておりますので、その方が専門的な知識で住民の方にずっと話をしていくとか、説明をしていくとか、そういうふうなことでここに報償費として上げているわけではありません。ですからあくまでもまちづくり委員会の中で進め方に携わってもらおうというような方で、一つの会議にお一人を入れるということです。ですから報償費も5回分、5人分となっておりますが1回の会議にお一人は入っていただくということです。

○議長 田中 二三輝君

久保田正之君。

○11番 久保田 正之君

町長はそういう専門的な方の知識を借りてこの会議を進めて行く、どうして庁舎の中に管理職が沢山いるのに、優秀な方が居るのにその人達の進め方を協議すればいいではないですか。みんな職員が管理職も専門的な人もいるでしょう。それを町長の思いとするところの明るい何とかの会、これを進めるにおいては管理職が居るではないですか。その人達に真剣にどうしたらいいかという形をみんなで協議して町民の意見、それから公聴会で出た意見を素直に、専門家を呼ばなくていいではないですか。どうしてそんなことをやるのですか。

もう少し課長等を信用して、町長一人で協議しているのではないですか。まちづくり委員会というのは。職員は手間取っているのではないですか、違いますか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程も言いましたように、お一人入っていただく方は会を進めるための方であって、いろいろなひょっとすれば町民の方からご質問があるかも知れませんが、一般質問の中でもお答えしたようにその担当課の課長さんにも同席をしていただくということはありません。ただほとんどそういったこちらからの情報を提供するというよりも、住民の皆様の意見を聞きたいというようなことが主たるものですから、もしもそういう質問があってもお答えできるようにはしたいということで、職員の方達にも準備はしていただいて、その会に同席するということは考えております。

何度も言いますが、その会の専門の一人の意見に左右されて、その意見で全てを決めようとかそういうようなことで専門の方を入れるということではありません。

例えば、庁舎の問題にしてもそうですし、小学校の統合にしてもそうですし、又住民の皆さんからこういったことについても住民の意見をみんなで聞いてみようというようなことがあればそういったことも考えて、住民からのテーマについてもこの中でいろいろと皆さんの意見を聞く、そういう場にしたいというふうに思っております。

○議長 田中 二三輝君

久保田正之君。

○11番 久保田 正之君

だから町長は同じことを答弁されております。私の気持ちはせつかくこれがこういう方の目的で進められる。庁舎の中でなぜ研究されないのですか。管理職は優秀な方が居られて管理職各課があって、町長の意向を確認していなかったら、これは町長の先程言う専門的な諮問機関にお尋ねしようと。そして回答をいただいてこうなったぞと、そういう形に作り上げる方向にしかならないのではないですか。

もう少し庁舎一体となってするのならいいが、そういうものは見えない。優秀な庁舎の管理職の意見も聞かなくて町民の方々が意見を出せますか。出ないですよ。

庁舎で長いこと所管をされて来た方の方が詳しく知っていますよ。町民は漠然として回答されるかも知れないが、もう少し職員を信用してそこら辺りをまじめに職員の力を借りるといふ形から私は出発すべきではないかなと。以上です。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

私は職員を信用もしていますし信頼もしています。非常に頼っているところがあります。

もちろん、私は内部から町長になったわけでもありませんし、議員はしていましたが外部から入ったものですから、行政の中身についてははっきり言って素人です。そういった意味から、職員の人には本当に信用もしていますし頼りにしています。

しかし今まで、ともすれば行政主導で全てが行政の中で決まっていたと。住民の中に全然それが下りてこないということが私は住民の方達がどうしても行政との距離を感じていたのではないかというふうに感じていました。ですから、私は住民のための、住民本位のまちづくりをしたいということから、もちろん行政の中でできたものはできたものなんですよ。だけど、これについては一度も住民の方達の生の声を聴いたところがないのです。

これから先の、例えば小学校の統合にしてもそうなんです。いっぺん生の声を聴く機会というのが行政と住民の距離を縮めることになるのではないかということで、これが鞍手町のこれからのまちづくりには必要なことだというふうに思っています。

先程から言われているように、私は職員の人達は本当に信用もしていますし信頼も寄せていますので、そのことはご理解いただきたいと思います。

○議長 田中 二三輝君

熊井照明君。

○6番 熊井 照明君

庁舎のこととかまちづくり委員会に関していろいろ意見が出ていますので、私も一言言わせていただきたいと思います。

みんなのまちづくり委員会費、町長の気持ちは私はよく分かります。住民の人の生の声を聴きたい、それを聴くためにまちづくり委員会を要綱で設置すると言われました。それをするなら要綱でなくて条例で設置して下さい。要綱で設置して各何十人集まられるか知りませ

んが、皆さんの意見を聴く、それはもうバラバラになると思います。こちらは良い、こちらは悪い、どこかで取りまとめないとどうしようもないですよ。

自分の意見は言ったけど、これは反映されなかった、次は言っても駄目だから誰が行くか、こんなふうになると思いますよ。

だからそれでするなら、まちづくり委員会、条例で附属機関として設定して下さいよ。そして何十人になるか分かりませんが報酬とか費用弁償をその中から払って下さいよ。別に何にもそれに掛けるお金は惜しくはないと思いますよ。

これからの鞍手町をみんなの意見を聞いて作って行こうと。そこに条例で設定したまちづくり委員会の中で町長がこの件についてはどうですか、委員さんが集まって。こうならこうでいいですよ。その中からいろいろな意見を出してもらって、答申をしてもらって最終的に判断するのは町長ですよ。町長が最終的に判断するのですよ。

意見をみんなを出して、要綱ではできませんよ。これ。町長、そののところ分かっていますよね。何でこれ条例で附属機関として設置しないのですか、みんな混乱しますよ。

報酬と費用弁償も条例で上げてして下さいよ。町長が本当に住民の生の声を聴きたいと言われるのであれば。もしこのまま要綱ですと言われるのであれば、町長自らが行政区の各公民館に入って行って、直接生の声を聴いて下さいよ。

過去にそうしたことはありますよ、私が職員の時に。そういう方法を取って下さいよ、要綱で上げるのであれば。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

過去に、柴田町長の時に各区42区入って、そういったことがあったということは私も承知しております。

今回、要綱で上げたということですが、条例にすれば当然附属機関というようなことにもなりますし諮問ということにもなります。そこで最終的に答申をいただくというようなことになるわけですね。要するに私の諮問ということ自体を、私は本当にそれが必要なのかということ、それはこちら側からこういうことについて発言をして下さいということになるので、まずは要綱で定めて皆さんの意見を聴くというようなことにしたいと。それがあある意味住民の方達にタガをはめなくて、自由な意見を聴けるという場だというふうにも考えます。

他市町では、ある意味100人委員会だとか、そういったことにすれば要綱で定めているところも多くありますし無報酬でしているところもあります。そういった町民の意見を聴取する場として、そういうように要綱を定めて開催しているところもありますので、今回初めての試みでもありますので、私は今回こういうような形で要綱で定めて皆さんの意見を聴取したいというふうに思っています。

ただ、いろいろな、バラバラな意見が最終的にまとまらないのではないかとというようなご懸念があるということです。そういったことから先程も述べましたように、そこに1人ファ

シリテーターというような形の司会をしていただく方に入っていて、それを住民の皆さんの意見がある意味何とか一つの形にさせていただいて、そしてそれが先程も言いましたように基本計画の意思でいいのではないかというようなことになれば、私は当然その意見を参考にさせていただいて、それを私が勝手に変えることはできませんから尊重していくということに当然なっていくます。

ですから、意見としてはいろいろな意見があるというのはもちろん、当然そこで言われている方もあります。わかると思います。けれど、私は1回で意見を言い足りない方も出て来るでしょう。そういった時にはもう一度2回なり会議を開いた中である一定の方向で私は終息するのではないかなというふうに思っています。一度聴いただけなら聴きっぱなしになりますが、それが2回、3回と、ひょっとすれば意見の言い足りない方達が出た中で開催して行けばある意味、私はある一定の方向に終息して行くことは可能ではないかなというふうに思っていますので、まずは皆さんの意見を聞いて私はしたいということです。

ですから、要綱でまずは定めて今回提案をさせていただきます。今回提案をさせていただいた中で、議員がご懸念のとおりというようなことになれば、またそこは私自身考えて行きたいというふうに思っています。

○議長 田中 二三輝君

熊井照明君。

○6番 熊井 照明君

要綱で定めるということは、これは私的諮問機関にしかならないのですよ。町長の私的な諮問機関ですね。そしていろいろな意見を聞くことは私は賛成ですが、ただ言わせてもらいますが、くらで病院もそうでした。見直す、それは最終的には財政状況は見直されました。でもみんなが思っていたのは、今の野球場ではなくて違うところに移るのではないかな、そういうふうに思っていた人が多分にいると思いますよ。でも最終的には見直した、それは病院の収入状況、歳出状況を見直して最終的には同じところになった。

今のこの時期にまた庁舎の件で皆さんの意見を聴きたい、それも要綱で聴きたい、皆さん意見をどんどん出して下さい。そうすると意見を言う人は違うところに行くのではないか、今の墓所じゃなくて違うところに移るのではないか、それは皆さん自分に近い方がいいという人がいっぱいいると思いますよ。

今こういう委員会を要綱で設置することは混乱を招くと思いますが、するなら、先程から言うように、法律に基づいた条例に基づいた委員会を立ち上げて下さいよ。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

これについては私的諮問機関ということにも当たらないというふうに思っております。広く町民の意見を聴取するということから、諮問機関ということはある一定のことに対して諮問をするということで、それに対して答えを聞くというようなことになろうかと思いま

すので、これはそういうような一定のものを、こういうものだというものを提示するわけではありませので、とにかく意見を聴きたいということが主たるものです。

くらで病院の件についても言及されましたが、くらで病院については収入収支の関係、あとは医師確保の関係についてももちろんありましたし、場所についても私は別の場所についても検討しました。しかしそれについては説明させていただきましたように、まず期間が半年以上延びると、まだ財源も思ったよりも5億円以上掛かるということになれば移す意味もないわけです。ですから、あの当時非常に押し迫った中で予算の確保をしないと病院自体も建つのが難しいというような期限の迫った中で私は当時できる最善の方法は基本構想どおりにすることだということで、私は結論を出して基本構想どおりに進めました。

今回の庁舎についても見直すということで判断すれば当然場所の位置についても見直すのだろうというような考えも当然あると思います。

ある意味、まちづくり委員会の中で大多数の人が基本計画の中で、それは問題ではないかというようなご意見になればそれはもう一度検討し直して、じゃあ住民の皆さんが考えている位置と基本計画の定めている位置とどちら側が本当に鞍手町にとってメリットがあるのか、住民の皆さんにとってメリットがあるのか、そこは一度は再検討する必要は当然出て来ると思います。それは検討委員会の皆様が議論を重ねて、折角答申をしていただいたものについてそれは私も尊重していくとずっと言ってもいます。

しかしながら住民の皆さんの大多数の方が、いやそうではないというようなことになれば検討委員会の結論は住民の皆さんとかけ離れたものになっているというふうにも考えられるので、一度検討する必要があるだろうと、しかしながら基本計画の場所が住民の皆さんの意見よりもこちら側の方が町にとっても、住民の皆さんにとっても一番適地であるというふうになれば基本計画の中で候補地にすることに私は全然やぶさかではありません。

まずは、そういう意見を聞くということが今までなかったもので、そこを一度聴きたいというのが今回のこの予算を計上した主旨ですので、まずはそこをご理解いただきたいというふうに思います。

○議長 田中 二三輝君

熊井照明君。

○6番 熊井 照明君

町長は大多数の意見と言われました。大多数の意見をとるのであれば全町民充てにアンケートを取って下さいよ。そうしたら分かるでしょう。そうして下さいよ。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

大多数の意見というのも、何人が大多数かということももちろんあります。もちろん町民のアンケートというのももちろん一つの方法です。アンケートについても先日来私の方で答弁をさせていただきましたけれど、アンケートはアンケートで一つの住民の意思を確認する

という意味では非常に大切な手法です。しかしそこで議論をするということ、町民同氏の話がどういふものを聴いて、その意見を聞いた上でじゃあこうだというようなそういう意見を聴きながら自分の考えを述べるという場にはなりませんので、アンケートももちろん当然私は有効な手段だとは思いますが、まずは住民の意見を聴いた中で、そういうものが必要であれば当然予算も付けて行きますし、それは考えていることでもあります。

まずは一度生の声を聴かせていただきたいというのが私の本当の、これだけの思いでこの予算は上げていますので、そこのところをご理解いただいて後は議員が言われるように全戸のアンケート調査ということも視野の中には入っていますので、それはそれとしてまた予算計上させていただくこともあると思います。しかしながら、まずは一辺聞かせていただきたいというのが本当に私の気持ちですので、ぜひともそこのところご理解をお願いしたいと思います。

○議長 田中 二三輝君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

いろいろ、先日の一般質問から今まで、このまちづくり委員会についての質疑答弁を聴いて来ましたが、私も庁舎の場所の問題については、町長が答弁されましたように今の場所についての町民の意見を聴いたことがないと、パブリックコメントで意見はいくつか上がったが、これも反対だというような意見ばかりだったということも承知しています。

町長の生の声をまず聴きたいという思いについても私はその通りだろうと。今から庁舎を建てるにあたって30年、40年、50年とずっと大事に使っていかないといけない、そういった庁舎を建てるわけですから、町民の声を一度も聴いていない、その中で庁舎の建設を進めていくということについては、私も町民の声が生きる町政をと言って議員をやって来ていますので、町民の声を聴くというのは必要だろうというふうに思います。

このまちづくり委員会ですが、5回ぐらい予定をされていますが、まず1回募集してどのくらいの人が集まるか分かりませんが、その都度募集をかけるのか、例えば庁舎の場所の問題で皆さんの意見を聴きたいからぜひ来て下さいという募集をかけたとして、1回で聴きっぱなしで終わりました。じゃあもう1回やってくれという話もありますし、委員会か公聴会か良く分かりませんが、それを1回1回募集して行くのか、それとも1回目に募集した人が決まって5回来るのか、まあ1回で終わるかも知れませんが、その点についてはどういうふうに考えていますか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

その点については、1回である程度の方向性が見えるということであれば1回で終わりますし、先程もいいましたように意見がいくつも出てまだまだ言い足りないというようなことになれば2回目、3回目を想定しています。ここでは5回ということでは回数はやっと少な

いのですが、まずは一度やって見るということで、やって見た上で1回で終わらないことも当然あるとは思いますが。その時は先程も説明がありましたが、申込みを一度していただきますので、一度来ていただいた方には次もこういうことでご意見をいただきたいということで郵送料として役務費を付けております。以上です。

○議長 田中 二三輝君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

ですからその都度募集をかけるのか、1回目に募集かけてもう一度聴きたい人にはもちろん来てもらうのでしょうかが広く町民の声を聴くのであれば、例えば1回目に募集しました、じゃあその後ずっと続けて同じ方達に来てもらいますよ、それだったら広くも何でもないと思いますし、そのこの募集の仕方、募り方をどういうふう考えているのか。

私も今まで議論を聴きながら熊井議員が言われたように、それぞれ行政区に入って膝つき合わせて町民の声を聴くという方が一番生の声が聴けるのではないかというふうにも思いました。ですからそれも含めて考えていただきたいなというふうに思います。募集の仕方とか、広く町民にそれがなるのかどうかというのも含めてお答えいただきたいと思います。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

募集は先程もあったように毎回募集はします。

○議長 田中 二三輝君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

応募があった方は全員来てもらうという方向でやるのでしょうか。それが広くということになるとお考えなのかどうかそれも含めてお答え下さい。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

応募のあった方はもちろん全員です。いろいろなお考えがある方達、又はどういう意見があるのかを聴きに行きたいという方達も含めて応募のある方は全員そこに参加をしていただきたいというふうに思っております。

○議長 田中 二三輝君

鯨坂省治君。

○9番 鯨坂 省治君

89頁のみんなのまちづくり委員会の件ですが、先程から町長の話聞いていますが、アドバイザーを先程話をまとめるということで入れられるということで、みんなのまちづくりということで行政の方から議題は与えないということで、ただ漠然と住民の皆さんの声を聴

きたい、どういう声を聴きたいのか、町長が考えている議題はどのようなものかをお聞きしたいと思います。

○議長 田中 二三輝君
町長。

○町長 岡崎 邦博君

テーマについては先程から上がっている役場庁舎の建設についてだとか、小学校の今後の適正な配置についてどう考えるかとか、又は住民の方からいろいろなご意見があっというようなテーマについて皆さんの意見を聴きたいというようなものについてもこのまちづくり委員会の中で皆さんの意見を聴取したいというふうにも思っています。

アドバイザーについては、そこで要するに司会役といいますか、そういったそのファシリテーターと言いますか、そういった意見を引き出すようなことを主として、名前としてはアドバイザーというような用語になっていますが、主としてそういうような役目を考えています。

○議長 田中 二三輝君
鯉坂省治君。

○9番 鯉坂 省治君

庁舎とか小学校、そういうふうに行政の方から議題を決められて、それに対しての町民の声を広く聴くということが目的でしょうか。

○議長 田中 二三輝君
町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程も言いましたようにこちらの方からのテーマの提示だけがこのまちづくり委員会で意見を聴くということではありませんので、住民の方達からのテーマについてもまちづくり委員会の中で皆さんのご意見を聞いていくというようなことを当然考えています。

今回の場合は、どのようなものかというようなご質問がありましたので、今私どもの方で考えているのは役場庁舎の建設だとか、小学校の適正な配置だとか、そういったものについては今のところ考えているということです。

○議長 田中 二三輝君
鯉坂省治君。

○9番 鯉坂 省治君

町長が言われていることは分かるのですが、住民の声をいろいろな面で広く聴くということとをされたいということは分かるのですが、行政側からも1回目は庁舎の問題と小学校の問題について投げかけて聴かれるということによろしいでしょうか。

○議長 田中 二三輝君
町長。

○町長 岡崎 邦博君

5回という予算を計上しています。いろいろなまだひょっとしたらテーマもあるかも知れませんが、ただこの予算の計上の回数としては2つぐらいがギリギリのところかなと、ひょっとすれば1つだけしか聴けないことがあるかも知れません。

ですが、ここの予算上としては、そういうテーマについては考えていますが、今後については繰り返しになりますが、いろいろなテーマについて皆さんの意見を聴く場にしたいというふうに考えていますので、それを将来のまちづくりに活かして行きたいというふうに思っております。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

98頁、庁舎等建設費、これは0で廃目というふうに謳ってあります。

私が聞いた情報では国の方は、今までは32年度末までに庁舎を建ててしまっておかないといけないというような話だったみたいですが、若干変わって実施設計まで行っておけば大丈夫みたいな話もあるような話ですが、今年度0円で何もしないというふうにしたら、その実施設計32年までというものも全く間に合わない。しかし今年度何かしら基本設計まで行くという、当然総合計画などの見直しをする中で庁舎も見直すとかといったら完全に間に合いませんが、今のままだったら間に合うのですよ。

町長は間に合わない、お金がないとかを言っていますが、おそらく32年度末までに実施設計まで行っておけばというような話にもなりつつあるので、今から今までの計画通り行けば間に合うのですよ。これをなぜ0円にしたのか、廃目、そこをちょっとお願いします。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

廃目というような用語は、これはシステム上の用語です。

先程議員がご質問のように、当初予算編成の時点では、この予算は上げておりませんが、当然必要なことになれば補正で予算を計上し対応して行きたいというふうに考えております。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

頭出しもしなくていいのでしょうか。

それなら先程の話とダブルなのですが、まちづくり委員会をしたら、まず無理なんですよ。今は庁舎の件で話しています。まちづくり委員会をしたら5回すると、1ヶ月に1回ずつやったらもう半年ですよ。すると今年の秋過ぎるのですよ。

総合計画も見直しも、しないといけないのに、そこにも乗らないのですよ。まちづくり委員会の話というのは、乗せられないのですよ、時期的に。今年度末までに作らなくてはいけ

ないから。これは時系列ですよ。私が作っている。

そのようなことを考えると庁舎も本当に作れなくなるのですよ。本当はここに基本設計費というのを乗せておけば私は何も言いません。その辺はどう思いますか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

まだスケジュールを見直しているわけではありません。そういったことで当初予算の編成には予算を計上しておりません。それでこういう廃目というような用語でここには上がっておりません。

しかし、先程言いましたように必要になれば補正予算で組んで行きたいというふうにも思っております。しかしながら先程の質問と被りますが、まずは住民の生の声を聴きたいというのが私のとにかく今の思いです。ですからそこをご理解いただいて予算が必要になれば補正で対応させていただきますので、ぜひともご理解の程よろしくお願いします。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

だから時系列で行くとそれだったら間に合わなくなると言っているでしょう。完全に過疎債等の有利な財源は全く使えない状態で行ってしまうわけです。今なら何とか間に合うのですよ。それは分かりますか、その差額がどれぐらい出てくるか試算しましたか。

最後にそれだけ聞かせて下さい。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

過疎債のお話が出ましたが、過疎債は32年度で終了しますので今から過疎債についてはなかなか難しい状況になっています。過疎債については今までの過疎債の要綱とは少しどうも違うような要綱で、新しい過疎地域の振興としての定めになるのではないかというようなことが懸念されております。

そういったことから、今までと同じような過疎債で継続されるということについても人口要件だとか、もう一つ経常収支比率の要件だとか、中間的なものだとか、今までの要件にしても鞍手町は今ギリギリのところ、ひょっとすれば過疎地域に指定されないのではないかなというところも今のところあるわけです。

そういったことを考えれば財源の見通しはまだ立っていないということで答弁をさせていただいたこともありますけれども、今のところ過疎債についても不透明な部分があります。そういったことから、当初予算の編成については今のところ予算は付けていないということです。何度も繰り返しになりますが、当然必要になってくれば補正でここは対応させていただきたいというふうに思っています。

○議長 田中 二三輝君

有利な財源との比較をしたかと質問されましたが。

○町長 岡崎 邦博君

有利な財源との比較というようなことですが、要するにどういうふうに比較して行くかというのは、要するに間に合うか、間に合わないかというのは議員のご質問ですが、それは間に合わないというのは前提の中でのご質問になっています。

今、私どもの方では本当に間に合わないかどうかというようなことも、まだきちんと精査はしておりませんし、まずはスケジュール自体も今のところは見直しておりませんので、そういう比較というのはまだしておりません。

○議長 田中 二三輝君

他に質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

同じ99頁ですが、先程、老朽危険家屋解体補助金の件で質問がありましたが、今年は当面5件の予算を組んでいるということでしたが、その基準はどういうふうに決めるのでしょうか。

○議長 田中 二三輝君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

この基準につきましては住宅改良法に基づいてその評価基準を作りまして、その評価基準の点数が100点以上に該当した物件について対象にしていくという形になっています。

○議長 田中 二三輝君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

12月の一般質問のときに27年度調査して、その後町独自の基準を作って、それに該当するのは何件か調査して行きますということでしたが、結局は忙しくてできなかったという答弁でしたけれども、そういう27年度での調査で危険家屋が161件あったというようなことで、その後5件ぐらい解消されたということですが、その基準を決めるのはどのくらいの時期、例えば、取り壊されますよ、これについては個別に対象で100点以上か何か分かりませんが、個別にそこを算定して行くのか、その辺をどういうふうに決めて行くのでしょうか。

○議長 田中 二三輝君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

今回につきましては、老朽化危険等の空き家について対象になると思われる物件で、まず申込みをしていただくような形になるかと思えます。その中で先程申しましたように住宅地

区改良法施行規則に基づいてその判断基準がございます。その判断基準に基づいて役場で言う建設技術職員、それから防災担当者がその物件の評価を行っていくと、その結果100点以上であれば空き家対策協議会にお諮りしてから決定して行くというような流れになると思います。以上です。

○議長 田中 二三輝君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

ということは個別でその都度調査するということで、今危険家屋と認定されている100何十件の部分については、取りあえず調査はできないということの理解をしておかないといけないのかなというふうに思います。

もう一つは、解体補助金になっていますが、解体のみなのか、例えば補修をした場合、よく言われている長屋で言えば2軒分ありますね。片方は壁を作らないといけないとか、補修した場合に2軒分出るとかどうなのかということも含めて、どういうふうな補助金の仕方をするのかというのを教えて下さい。

○議長 田中 二三輝君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

この補助金につきましては、あくまでも解体を前提としております。長屋につきましては、これは当然いまおっしゃったように長屋の一部だけ解体して、隣に住んでいる方もいらっしゃると思いますので、その辺は今要綱の精査を行っている段階でございます。以上です。

○議長 田中 二三輝君

他に質疑はありませんか。

ここで、同一議案の質疑の最中ではございますが、時間が経過しておりますので10分程度の休憩に入りたいと思います。

しばらく休憩します。

休憩 14時51分

再開 15時02分

○議長 田中 二三輝君

会議を再開します。

3款 民生費及び4款 衛生費について、122頁から185頁まで質疑はありませんか。竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

142頁、総合福祉センター施設費、説明の中で退職者手当があるので予算が膨らんでいますという話がありましたけれども、そこを説明して下さい。

○議長 田中 二三輝君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

只今お尋ねの福祉センターの施設費の中には指定管理料等の中にも退職手当分が入っておりませんので別の項目になっております。

127頁の社会福祉協議会費の19節 負担金及び補助金の中の社会福祉法人鞍手町社会福祉協議会補助金5,051万6,000円の中に退職者が1名ありますので、この中で退職金として約915万2,000円が前年度と比べて増となっております。以上でございます。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

委託料の中には入っていない、委託料中ではないということですね。

○議長 田中 二三輝君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

おっしゃる通り委託料の中には入っておりません。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

退職金は積立てとかは127頁の補助金の中に入っているということですか。毎年いくらかでも積立てしていると思うのですがそれは補助金の方ですか。

○議長 田中 二三輝君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

補助金の中に毎年100万円ずつ退職金の積立金が入っています。以上でございます。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

同じ143頁ですが、総合福祉センターの工事請負費330万円、これはグラウンドゴルフというような説明があったと思います。

私は、立場的に一般質問からずっと総合福祉センターを売れという話をしているのですが、この工事請負費はグラウンドゴルフ場をゲートボール場のところに作るということで、これは既成事実になる。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

既成事実というのかどうかは分かりませんが、いまゲートボール場が3面あります。その

利用頻度が非常に低いわけです。ゲートボール自体もされる方が少なくなって来ていますので、やはり今でもくrajの郷を利用される方は多いのですが、残念ながらそこは遊休地のようになっていますので、今グラウンドゴルフについてはかなり町内で盛んに高齢者の方達がやっていますので、そういったことからその遊休地のようになっている土地をグラウンドゴルフができるようにすることで、もっと、もっとくrajの郷を利用していただこうと、折角ある施設ですので利用していただきたいということから今回この工事費を付けております。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

私はずっと言っていますが、将来的にブロックチェーンがあそこにずっと居てもらうのが最高だと思います。そこにグラウンドゴルフ場を作るというのは、町長は公約でくrajの郷はそのまま残しますと言われていますが、それは町長が言っているだけで議会ではOKが出たわけではないのです。その辺を考えると、そこにいきなりグラウンドゴルフ場を作るのはいかななものかなと思いますか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

廃止するか、しないかとかをまだ議会にかける要件にはなっておりません。今ある施設をどう利用するか、今ある鞍手町の財産をやはり活用するというのが前提で、行政としてはあるものを有効活用して行こうというのが一つの考え方だというふうに思っております。そういった意味で、先程あまり使われていない土地があそこにあるので、グラウンドゴルフ場に改装することで多くの皆様に、多くの高齢者の方達に利用していただきたいというふうに考えております。

本当に、グラウンドゴルフを狭い場所でされていて、例えば企画では70mぐらいいるようなところも8ホールの中であるのですね。そういったところが取れないで、打つということの練習のようにしてグラウンドゴルフをされている方達もあるように見受けられますので、しっかりとそういった企画通りではありませんが、企画に近いような形でグラウンドゴルフができるようになりますので、そこは今回予算を計上することで多くの方に利用していただきたいというふうに思っております。

○議長 田中 二三輝君

他に質疑はありませんか。

鯨坂省治君。

○9番 鯨坂 省治君

143頁の工事請負費でグラウンドゴルフですが、町長は先程から町民の声を広く聴きたいということであって、今のは何か独断でグラウンドゴルフを決めた、ちょっとつつまが合わないのではないですか。そこはどうでしょうか。

○議長 田中 二三輝君
町長。

○町長 岡崎 邦博君

予算編成をする際に私共、行政職員と査定をしながら予算編成はあっています。このグラウンドゴルフ場については、実は高齢者連絡協議会の方から要望書が上がっておりました。その要望書を採択する形でこのグラウンドゴルフ場を整備するという形になっております。

私が独断でこれを整備するというものではありません。

○議長 田中 二三輝君
鯨坂省治君。

○9番 鯨坂 省治君

要望書が上がっているからそれを実現するというのも、それは行政の選択であって広く町民からの意見、例えば町民の方がグラウンドゴルフよりも公園を作って欲しいとか、いろいろなことがあると思います。まずそれを聞かれてなされた方がいいのではないのでしょうか。いきなり上がってきていますので、自分はちょっとびっくりしています。その点をもう一度お願いします。

○議長 田中 二三輝君
町長。

○町長 岡崎 邦博君

公園というようなことになれば多額の費用も掛かるわけですし、公園を整備するということになれば先程来言っていますみんなのまちづくり委員会、仮称ですが、そういうような中で公園の整備ということが住民の皆様からテーマとして上がって来ればそこでいろいろと意見をお聞きしながら公園の整備にも生かして行きたいというふうにも思っています。

ただ予算編成については、全てを住民の方から意見を聴取した中で予算編成というのはなかなか難しいところもあります。予算編成権というのは私にもあるわけですから、その中で住民の皆さんにとって何が良いかということを経済的に考えて行きながら予算編成をしています。

そういったことから、グラウンドゴルフ場は先程も言いますように、多くの方達が競技として楽しんでおられますので折角遊んでいる土地があるならば、そこに整備をして皆さんにそこで競技をしていただきたいということから今回予算計上しております。

○議長 田中 二三輝君
鯨坂省治君。

○9番 鯨坂 省治君

町長のお気持ちは分かりました。

先程のみんなの委員会で意見を聞くということで、ちょっと外れたところがありまして、やはりこれはこれ、それはそれで何かつじつまがちょっと合いませんが、その分は今後もうちょっと検討していただいております。

○議長 田中 二三輝君
町長。

○町長 岡崎 邦博君

繰り返しになりますが、予算編成については職員と査定、協議しながら予算編成をしています。その中で当然住民の皆様のご意見を反映させるような予算編成も当然ありますが、細部に渡ってそれぞれ住民の皆様のご意見を聞きながら予算編成をするというのはなかなか難しいことになります。

まずは、先程来ありました分かりやすい予算の説明書によって、どういうものを使われているかということ住民の皆さんにまず知っていただいて、私達行政がどのような思いで予算編成をしている、予算付けをしているかということをもまず知っていただくということから始めたいというふうに思います。

○議長 田中 二三輝君
宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

1 2 3 頁の国民健康保険事業費ですが、いま法定外繰入というのを、国保税は県になりましたけれども、現在、今回の予算では法定外の繰入というのがありますか。

○議長 田中 二三輝君
保険健康課長。

○保険健康課長 芝野 英和君
お答えいたします。

平成30年度から国保は県統一されておるわけですが、現在そこにありますように繰出金として8,049万6,000円計上させていただいています。

その内訳といたしましては、法定内の繰入金で1,348万6,000円、それとご指摘のありました法定外繰入金の金額が3,024万5,000円を計上しております。

以上です。

○議長 田中 二三輝君
宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

これは一般質問でもあったのですが、今日は議案質疑の場ですから町長が居られますので町長の考えを聞きたいのですが、国保の場合は子どもが生まれた時点で均等割が2万8,600円かかる訳ですね。社会保険の場合はそういうものは一切かかりません。

それは社会保険並みにしないとイケないということで全国知事会もそういった要望を国に出しているわけですが、現在そこは矛盾があるわけで、ぜひ町単独でもその部分を軽減していただきたいと。町長の考えをお伺いします。

○議長 田中 二三輝君
町長。

○町長 岡崎 邦博君

これは国の制度でもありますし、なかなか町の単独でというようなことは難しい、財政上の問題もあり、なかなか難しい点がありますが、そういった町村会の中で、又はそういったご意見等がありましたら、その中で議論をして行き検討して行くというようなことになろうかと思えます。

○議長 田中 二三輝君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

137頁の介護保険事業費で、鞍手町は広域連合に所属していますけれども1月に広域連合議会があって、私は初めて出席させてもらって議案質疑と一般質問までさせてもらいました。広域連合の保険料自体が、全国的に今年度から第7期の介護保険料で値上げになったわけですが、広域連合自体がいまABCと別れているのですが鞍手町いまBなんです。それでもやはり上がっているわけです。

特にこれがAランクになれば保険料自体が2,000円、3,000円上がって来ます。今でも今年になって保険料がものすごく高くなったという声が聞かれているわけですが、広域連合議会の中で、私は軽減するべきだということで福岡県内の単独で介護保険をやっているところは独自で保険料利用料の減免制度を持っている所が29自治体あります。広域連合自体はそれは一切やっていないのです。法定の減免はあるのですが。

ここはやはり保険料が高すぎて年金は切り下げられる、消費税は上がろうとしている、高齢者は本当に、例えば介護保険にかかっているけれども利用ができないような状態になってくるのです。お金はあって保険なしとよく言われるところです。

介護保険の加入者が鞍手町にどのくらい、それぞれ減免を受けている方、受けていない方もいろいろありますが、それぞれ具体的に町では把握されていますか。介護保険被保険者。

○議長 田中 二三輝君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

減免を受けた方は、災害の減免が1名とともに利用者負担額の減免が3名でございました。全体像はという数字でございますが、今手元には持ち合わせておりません。

○議長 田中 二三輝君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

手元にはないということで把握はされているということですね。手元にはないということは他にあるのでしょうか。

把握はしているということでお聞きしますが、高すぎる介護保険料、他の単独の自治体では単独で保険料利用料の減免制度を独自に作っているということで言えば、広域連合自体ではなかなか難しいというところもありまして、鞍手町独自に減免制度、鞍手町の居住の被保

険者に対して減免制度を作るべきではないかというふうに考えますが、町長の考えをお聞きします。

○議長 田中 二三輝君
町長。

○町長 岡崎 邦博君

鞍手町の場合は、介護保険広域連合の中での一任ということになっております。介護保険の減免ということもありますが、まずは介護保険に頼らないように、まずは健康で平均寿命に健康寿命を近づけるということが私としては一番ではないかなというふうに考えております。そういった中で介護予防として今回ポイント制度も導入をしていますので、まずはそこから町としては取り組んで行こうというふうに考えています。

○議長 田中 二三輝君
宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

介護保険を使っていない方も全部保険料を払っているのです。対象者は。本当は介護サービスが必要な方も利用料も払わないといけない、介護保険の保険料も高くなった、じゃ利用したくともできないという状況を絶対作り出すわけにはいかないのです。そういう意味で鞍手町に住んでいる、必要とされる方、又は高すぎて生活にも支障があるわけで、県内29の自治体は何らかの形で減免制度を作っているわけですから、鞍手町も独自にそういったものを作るべきではないかというふうに思いますが、もう一度お願いします。

○議長 田中 二三輝君
町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程も言いましたように鞍手町は広域連合の中に入っております。そして先程も答弁させていただきましたが、健康な介護を必要としない方が増えれば介護給付費も下がって来わけです。給付費が下がって来れば、できればCランクの方に下がるというようなこともありますので、介護保険料も下がって来るといようなことにもなります。そういった意味から、やはり健康寿命を延ばすということが介護保険料を下げることに繋がるのではないかなというふうにも思っています。

ただ町独自でそういうようなことに取り組むというようなことについてはなかなか難しい状況にあるというふうに思います。

○議長 田中 二三輝君
他に質疑はありませんか。
熊井照明君。

○6番 熊井 照明君

143頁の19節 負担金補助及び交付金で、直鞍徘徊SOSネットワーク負担金6万5,000円が計上されております。

129頁、19節 負担金補助及び交付金、これにも直鞍徘徊SOSネットワーク負担金7,000円ですが、これはどういう違いがあるのですか。その辺の説明をお願いしたいと思います。

○議長 田中 二三輝君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

まず143頁の直鞍徘徊SOSネットワーク負担金につきましては、高齢者の認知症等による行方不明者をSOSネットワークに登録している事業者に一斉にファックスするものでございます。

129頁は、高齢者とよく似ているのですが、障がい者のものに対するSOSネットワークのものとなっています。以上でございます。

○議長 田中 二三輝君

熊井照明君。

○6番 熊井 照明君

143頁と129頁の負担金というのはそれぞれ違うところに出しているということではないのですか。

○議長 田中 二三輝君

確認のため、しばらく休憩します。

休憩 15時27分

再開 15時31分

○議長 田中 二三輝君

会議を再開します。

先程の質問に対する答弁を求めます。

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

ここにつきましては2市2町で、直方・宮若・鞍手・小竹で構成されております。そして直方市が取りまとめをして、直方市の方に事務局となって負担金を支払っているものでございます。両方とも同じです。以上でございます。

○議長 田中 二三輝君

他に質疑はありませんか。

鯉坂省治君。

○9番 鯉坂 省治君

137頁の高齢者すみよか事業費150万円程上がっておりますが、これはホームページ上とかどのようにして、助成金を得るには申請が必要となって来ますが、どのようにして広報されているのですか。

○議長 田中 二三輝君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

当初の頃は、確か広報はやっていたと思うのですが、現在はケアマネさん等が高齢者等の状態を知っていて、どうしても必要だというところでプランを立てながら、例えばスロープの設置とか、そういったものを勘案して町にご相談をいただいて申請というふうな形になっております。以上でございます。

○議長 田中 二三輝君

鯨坂省治君。

○9番 鯨坂 省治君

そうするとケアマネージャーからの提案ということだけでいまされているのですか。

○議長 田中 二三輝君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

多くの事例がそのような形となっております。以上でございます。

○議長 田中 二三輝君

他に質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

183頁 衛生費のゴミ減量推進事業費ですが、これも町長お尋ねしたいのですが、12月議会でゴミ袋の料金の引き下げということで一般質問させていただいたのですが、その中で今後は宇部興産にいま持って行っているということで、ゴミが減れば減るほど負担金も減って来るということを述べました。

町長もゴミは減らすべきだということで今後ともというようにお話をいただいたと思うのですが、一つ提案でもあるのですが、ペットボトルについては燃えないゴミ袋の中に入れて出しています。それは74円掛かります。ですがこれはリサイクルなんですね。

リサイクル分はペットボトル用の袋を別に作って配ったらどうですか。その袋にペットボトルを入れて出せばリサイクルが進むと思います。せめてそのくらいはやっていくべきではないでしょうか。何でお金を払ってまでリサイクルにペットボトルを出しますか。そんな面倒なことをするのであったら燃えるゴミ袋にペットボトルも全部入れて出した方が早いですよ。ですから無料のペットボトルリサイクル用のゴミ袋を出すだとか、そういったものでリサイクルをどんどん推進していただきたいということで町長のお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

リサイクルについては私も推進していくということが必要だろうというふうには思っています。それで今各区であったり、団体であったり、そういったことに対して補助金を出してリサイクルは進むようにしております。その中にペットボトルも入っております、新聞、雑誌も含めてリサイクルが進むようにということで、その他で取り組んでいることでリサイクルが進むのではないかなというふうに考えております。

○議長 田中 二三輝君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

5款 労働費から7款 商工費について184頁から207頁まで質疑はありませんか。
熊井照明君。

○6番 熊井 照明君

199頁 13節 委託料、有害鳥獣駆除委託料について説明をお願いします。

○議長 田中 二三輝君

農政環境課長。

○農政環境課長 筒井 英和君

お答えいたします。有害鳥獣駆除委託料について説明を申し上げます。

鞍手町内で農作物に被害を及ぼす有害鳥獣の捕獲について直鞍猟友会及び駆除従事者と委託契約をしているものでございます。

委託料は猟友会に15万円。それから駆除従事者につきまして12万円となっております。以上でございます。

○議長 田中 二三輝君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

8款 土木費及び9款 消防費について、206頁から231頁まで質疑はありませんか。
次に進みます。

10款 教育費から14款 予備費について、232頁から291頁まで質疑はありませんか。

これで歳出を終わります。

次に歳入に入ります。

12頁をお開き下さい。

歳入は一括して質疑をお受けします。

12頁から59頁まで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳入を終わります。

それでは、歳入歳出全般について質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

271頁の公民館大規模改修事業費2億1,850万円、これは町債でなっていますが、この中見について教えてください。

○議長 田中 二三輝君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

公民館大規模改修工事の事業の内容についてお答えいたします。

まず、工事の事業の内容につきましては5点ございます。

まず、雨漏りを公民館はしておりますので屋上の防水工事が1点。

2点目は、外壁のタイルが落下している状況がございますので、外壁補強工事が2点目。

3点目は、LED化の事業工事。

4点目が空調工事。

5点目が一部トイレの改修工事の5点でございます。以上でございます。

○議長 田中 二三輝君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

いずれも緊急を要するようなことだというふうには思いますが、庁舎の建替えの部分とも今後関わって来るというふうにも思います。緊急を要する工事についてはぜひ進めていただきたいと思いますが、その辺の関わりも含めて今後考えていかないといけないというふうに思うのですが、場所は今の段階ではあの場所にとということになっていきますので、その点について町長の考えをお尋ねします。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

これにつきましては、先程来からずっとご質問をいただいておりますところにも関連しますが、基本計画の中にも中央公民館の大規模改修というものが上がっております。

そして活かせるものは活かしたいということでも言っておりますので、こういった防水、また外壁工事、そしてLED化、空調、トイレ、こういったものは必要なものでもあります。過疎債が32年度ということにもなっておりますので、31年度でこれは財源としては過疎債を充てさせていただいております。以上です。

○議長 田中 二三輝君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

もう一つお尋ねします。263頁の成人式事業費なんですけど、今後の考え方をお尋ねしたいのですが、18歳で成人になるということで、その時に3世代が一度に成人式を迎えるのではないかとこのように思いますが、その点どういうふうにと考えたらいいのでしょうか。考

えていますか。

○議長 田中 二三輝君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

成人式の事業につきましては、今般の社会教育委員会でも協議を進めておりますが、議員がご指摘のとおり3年後には18歳成人ということになります。それにつきましては十分協議を重ねながら18歳のときに成人式をするのか、若しくは20歳になって今まで通りするのかというのを議題として今後検討して行きたいと思っております。以上でございます。

○議長 田中 二三輝君

他に質疑はありませんか。

久保田正之君。

○11番 久保田 正之君

まちづくりの関係でお尋ねするのを忘れたのですが、墓地の移転に対しまして地元の協力を得て。

○議長 田中 二三輝君

墓地の関係は議案外でございます。

○11番 久保田 正之君

予算の中でこの繕いの中に町長が見直すという形のものがあったか、移転をそこですという前町長のことからちょっとお尋ねしたいわけです。

○議長 田中 二三輝君

議題の中身に入っていないので、議題外に亘ってしまいます。

○11番 久保田 正之君

みんなのまちづくり委員会の関係でお尋ねしているのです。

前町長は貴重な先祖の墓地を移転させてもらっているわけです。そして、町長は9月に当選して10月の議会において見直すという発言をされておるわけです。

そうした時に墓地を移転された方々の気持ちが、私が心配するのはそこを見直すという形で、万が一よそに持って行くとなると、これは町に対して訴訟問題になってくるのではないかなという感じもするわけです。

町長は見直すという形でありましたが、ここを外すことはなかなか訴訟問題とかが起こってこないならいいのですが。

○議長 田中 二三輝君

議員、申し訳ないのですが、只今の質問の内容と今回の議案の出ている内容との整合性がございませんので議案外に亘るといふふうに判断させていただきますので、質問を止めて下さい。

○11番 久保田 正之君

はい、いいです。終わります。

○議長 田中 二三輝君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

只今、議題となっています議案第15号は、議長を除く議員12名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思いますがご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第15号は議長を除く議員12名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定しました。

これより委員長、副委員長の互選のためしばらく休憩します。

休憩 15時46分

再開 16時10分

○議長 田中 二三輝君

会議を再開します。

特別委員会正副委員長の互選の結果を局長より報告いたします。

○議会事務局長 渡邊 智文君

それではご報告いたします。

委員長に久保田正之議員、

副委員長に熊井照明議員、

以上でございます。

○議長 田中 二三輝君

以上のように決定しました。

次に進みます。

日程第14 議案第16号 平成31年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第16号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第16号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第15 議案第17号 平成31年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第17号は民生産業委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第17号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第16 議案第18号 平成31年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

8頁、歳入で貸付金回収金が70万7,000円と、前年度の予算額と同額の予算が上げられていますけれども、これは回収してしまっておかなければならないという額です。まだ全体でおそらく2,000万円ぐらいあると思うのですが、70万7,000円の根拠をお尋ねします。

○議長 田中 二三輝君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

この70万7,000円は6名分で10件の内容で住宅新築資金の回収金としております。分割納付によって現在回収をしている状況でございます。以上でございます。

○議長 田中 二三輝君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

相手の収入状況のことも考えてということでしょうけれども、それを考えた上での、これまでの分割納付をしてもらわないといけなかった部分でもあります。

毎年のことですが、この状況をまた資料としていただきたいと思いますが、答弁をお願いします。

○議長 田中 二三輝君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

29年度の決算の状況でよろしければ資料としてお出しすることはできますが、確定値での資料ということであれば。

予算資料に関しましては提出させていただきます。以上でございます。

○議長 田中 二三輝君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第18号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第18号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第17 議案第19号 平成31年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

19頁、工事請負費4億6,000万円あります。このペースで行くと今後どうなるのかなど危惧するところがあるのですが、答えられるところは担当課の課長、今後ということになると町長の答えになって来ると思いますが一言お願いします。

○議長 田中 二三輝君

上下水道課長。

○上下水道課長 原 敏勝君

お答えいたします。

都市施設の一部ということで下水道整備を進めておりまして、都市計画区域及びこれに連携する地域につきまして、主に現在公共下水道を整備しております。

このエリアを整備できる時点で一度、また人口も減少しておりますので考える時が来るかも知れないと思っております。以上です。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程の担当課長の答弁にもありましたように、今後については今あるエリア内が整備された後に検討するというようにしたいと思います。

○議長 田中 二三輝君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第19号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第19号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第18 議案第20号 平成31年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第20号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第20号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第19 議案第21号 平成31年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第21号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第21号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第20 議案第22号 平成31年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第22号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第22号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第21 議案第23号 平成31年度鞍手町水道事業会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第23号は総務文教委員会に付託したいと思っております。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第23号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第22 議案第24号 鞍手駅関連施設の指定管理者の指定を議題とします。
質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

今回指定管理の指定をするにあたって、先程もありましたが業務内容が元々JRの業務であったということで3項目ほど減らされています。この指定管理の見積等があったと思うのですが、その分は差額として出ているのでしょうか。

○議長 田中 二三輝君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

お答えいたします。

今回この議案第24号に上がっております指定管理につきましては、駅関連施設の内駐車場、駐輪場及びバス転回場という形になっております。そして先程議案第6号で上げておりますJRとの関係につきましては、これはJRが今までは管理棟といいますか、駅舎の部分がJRとの指定管理というところで、元々駅舎については管理棟の部分についてはほぼ直営で鞍手町の方が管理していて、その中で切符等の販売はJRが行っていた。ただ行わせる条例根拠にそれが上がっていたのですが、元々切符の販売についてはJRの本来の業務であるからこれを外すという形になります。

管理棟につきましては、あくまでも行政財産として一部JR側に貸すというところで、それは協定ないし覚書で整理をさせていただくというところでございます。

指定管理料につきましては、管理棟につきましては、平成16年に指定管理制度ができて、その当時からJR側には指定管理料は現在まで一切支払っておりません。あくまでも駐車場、駐輪場、バス転回場の今回契約を結びますJR九州レンタカー&パーキング株式会社、別会社、子会社にはなるのですが、こちらの方が施設の指定管理を行っていただくということになります。以上です。

○議長 田中 二三輝君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

分かりました。

いま駐車場の管理が何時から何時までか、昼間の間しか居られないわけですが、私も一泊して止めている時があるのですが、今1日324円でしたか、10月から消費税が上がるか

も知れないとすれば、その料金というのはどういうふうに変わってくるのでしょうか。

○議長 田中 二三輝君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

今回、4月1日から指定管理を引き続きJR九州レンタカー&パーキングさんと結ばせていただきますが、一部今後管理の在り方については若干見直しを検討しております。それは4月1日以降契約を行いまして、既にある程度は検討はさせていただいているのですが、一時自動料金所などを設けるような対応を今検討しております。その時に、消費税が10%に引き上げられるというところで自動入場券といいますか、それを導入しますと延滞までの料金を取るのなかなか難しいということもありますので、その料金体系についてはいろいろ今見直しを検討しているところでございます。以上です。

○議長 田中 二三輝君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

現在の状況ですが、例えば夕方まだ居られるときに停めて、いつ頃車を取りに来ますかと言ったら次の日ですと言ったら2日分648円を取られるのです。

そういうふうになるときに、そういったところも見直していただきたいなというふうに思いますがどうですか。

○議長 田中 二三輝君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

これはやはり駐車場につきましては、日額及び月額の使用料となっていますので、当然これは2日間にまたぐとどうしても料金というのは2日にならざるを得ないのではないかとこのように思います。以上です。

○議長 田中 二三輝君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第24号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第24号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

この際休会についてお諮りします。

明日14日から19日までの6日間は委員会審査のため休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日14日から19日までの6日間は委員会審査のため休会とします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

閉会 16時17分